

岐阜県公報

目次

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	二
岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例	(同)	四
岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例の一部を改正する条例	(廃棄物対策課)	四
岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(人づくり文化課)	五
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	(障害福祉課)	五
岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例	(中小企業課)	七
岐阜県風致地区条例の一部を改正する条例	(都市政策課)	八

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二八号)
 - 「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正により一般職の非常勤職員が育児休業等を行うことができるようになったことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第三条、第三条の二、第四条、第二五条及び第二六条関係)
 - この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(条例第二九号)
 - 昭和四八年五月一七日前に退職手当の支給を受けて地方公社等の職員となり、引き続き地方公社等の職員として在職した後、さらに引き続き職員となつた者等が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率を改めることとした。(附則別表関係)
 - この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三〇号)
 - 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第三一号)
 - 岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金の対象事業に東日本大震災により被災した生徒等に対する事業を加えることとした。(第一条関係)
 - 岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金が効力を失う日を平成二四年三

号外 (一) 平成二十三年 七月 十二 日

条 例

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二号を加える。

三 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条第三項及び岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年岐阜県条例第三十八号）第二条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

ロ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員

月二日から平成二十四年六月三〇日に変更することとした。（附則第二項関係）

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（条例第三二号）

一 「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」の一部改正に伴い、関係条例の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、一部の規定を除き、平成二十四年四月一日から施行することとした。岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（条例第三三三号）

一 岐阜県信用保証協会が中小企業者に対する求償権を行使して回収金を取得した場合における県の回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることとした。（本則関係）

二 この条例は、公布の日から施行することとした。岐阜県風致地区条例の一部を改正する条例（条例第三四四号）

一 独立行政法人雇用・能力開発機構の解散及び「放送法」の一部改正等に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、一部の規定を除き、平成二十三年一月一日から施行することとした。

であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第三条の二中「八週間」を「五十七日間」に改め、同条を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

(法第二条第一項の条例で定める日)

第三条の二 法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日
- 二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」といふ。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日以前である場合を除く。)
- 三 当該子が一歳二か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいふ。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいふ。))を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日(イ)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で

あつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日(を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第四条に次の二号を加える。

六 第三条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第九条中「第三条各号」を「第三条第一号及び第二号」に改める。

第二十一条中「(平成十四年岐阜県条例第三十八号)」を削る。

第二十五条中「育児短時間勤務又は法第十七条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」といふ。))を除く。

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日(この勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第二十六条第一項中「正規の勤務時間」を「勤務条件条例第三条第一項に規定する正

規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）に改め、同条第二項中「勤務条件条例第四十四条」を「労働基準法第六十七条」に、「よる育児の時間」を「よる育児時間（以下この条において「育児時間」という。）に改め、「職員」の下に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「当該育児の時間」を「当該育児時間」に改め、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十九号

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和四十八年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則別表平成二十一年四月一日以後の項中「以後」を「から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年一・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年一・二パーセント

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年一・六パーセント
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年三・六パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成三十二年四月一日以後	年四・一パーセント

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成二十一年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改める。
 第五条第一項第三号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

第六条第一項中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改める。
 第七条第二項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。
 第八条第三項及び第二十一条第二項中「第十五条の二の二」を「第十五条の二の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十一号

岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例（平成二十一年岐阜県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「修学の支援」の下に「並びに東日本大震災により被災し、経済的理由により就学が困難な幼児、児童又は生徒に対する就学の支援」を加える。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十二号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条

を

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条
第十三項に規定する障害者支

援施設

援施設

に改め、同表岐阜県立ひまわりの丘の項中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」

に改め、同表中

障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設

を

障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施設

十 施
に改める。

別表第三岐阜県立陽光園（以下この項において「施設」という。）の項業務の範囲の欄第一号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改め、同欄第二号中「平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同表岐阜県立三光園（以下この項において「施設」という。）の項業務の範囲の欄第一号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改め、同欄第二号中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同表岐阜県立サニーヒルズみずなみ（以下この項において「施設」という。）の項業務の範囲の欄第一号中「第五条第十二項」に改め、同表岐阜県立幸報苑（以下この項において「施設」という。）の項業務の範囲の欄第一号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改め、同表岐阜県立ひまわりの丘（以下この項において「施設」という。）の項業務の範囲の欄第三号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改め、同欄第四号中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同表岐阜県立白鳩学園（以下この項において「施設」という。）の項業務の範囲の欄第二号中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同表岐阜県立みどり荘

(以下この項において「施設」という。)の項業務の範囲の欄第一号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改め、同欄第二号中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同表岐阜県立はなの木苑(以下この項において「施設」という。)の項業務の範囲の欄第一号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改め、同欄第二号中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第二条 岐阜県公の施設の設定及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一中

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十三項に規定する障害者支援施設

を

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設

に改め、同表岐阜県立ひまわりの丘の項中「知的障害児施設」を「障害児入所施設

」に、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同表中

障害者自立支援法
第三項に規定する障
設

第五条第十
害者支援施
を

障害者自立支援法第五条第十
二項に規定する障害者支援施
設

に改める。

別表第三岐阜県立陽光園(以下この項において「施設」という。)の項業務の範囲の欄第一号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同欄第二号中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、同表岐阜県立三光園(以下この項において「施設」という。)の項業務の範囲の欄第一号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同欄第二号中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、同表岐阜

県立サニーヒルズみずなみ(以下この項において「施設」という。)の項業務の範囲の欄第一号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同欄第二号中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、同表岐阜県立幸報苑(以下この項において「施設」という。)の項業務の範囲の欄第一号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同表岐阜県立ひまわりの丘(以下この項において「施設」という。)の項業務の範囲の欄第一号中「第七条第三項」を「第七条第一項」に、「知的障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改め、同欄第二号中「保護等をする」を「同条第一号に定める支援を行う」に改め、同欄第三号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同欄第四号中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、同表岐阜県立白鳩学園(以下この項において「施設」という。)の項業務の範囲の欄第二号中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、同表岐阜県立みどり荘(以下この項において「施設」という。)の項業務の範囲の欄第一号中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、同欄第二号中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

(岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例の一部改正)

第三条 岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例(昭和三十九年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表障害児施設支援費の項中「第二十四条の二第二項」を「第二十四条の二第二項第一号」に改め、同表障害福祉サービス料の項中「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改める。

第四条 岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表障害児施設支援費の項中「障害児施設支援費」を「障害児入所給付費」に改め、同表食費及び滞在・居住費の項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

(岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年岐阜県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「岐阜県公立学校学校医等公務災害補償条例(昭和三十四年三月岐阜県条例第四号)」を「岐阜県立学校学校医等公務災害補償条例(昭和三十四年岐阜

県条例第四号)に改める。

第十条の二第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第六条 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

(岐阜県立社会福祉施設利用料金条例の一部改正)

第七条 岐阜県立社会福祉施設利用料金条例(平成十五年岐阜県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二十四条の二第二項」を「第二十四条の二第二項第一号」に改め、同項第五号中「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改める。

第八条 岐阜県立社会福祉施設利用料金条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

(岐阜県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第九条 岐阜県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年岐阜県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「次に掲げる決定」を「利用者の負担」に改め、同号イからホまでを削る。

(岐阜県児童相談所の名称、位置及び所管区域に関する条例の一部改正)

第十条 岐阜県児童相談所の名称、位置及び所管区域に関する条例(昭和三十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

「第十五条」を「第十二条第一項」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条、第五条、第七条及び第九条の規定は、平成二十四年四月一日までの間において規則で定める日から施行する。

岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十三号

岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、岐阜県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が中小企業者に対する求償権を行使して回収金を取得した場合における県の回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者の事業の再生に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)第二十条第四項に規定する中小企業者をいう。
 - 二 求償権 保証協会が信用保証協会法第八条第一項に規定する業務方法書に従い中小企業者に対する融資に係る債務の保証(同法第二十条第一項第一号の保証をいう。)(をした場合において、その保証に係る債務(以下「保証債務」という。)(を履行することにより取得する当該中小企業者に対する債権をいう。
 - 三 求償権の放棄等 求償権の全部若しくは一部の放棄又は不等価譲渡(求償権の金額に満たない額による譲渡をいう。)(をいう。
 - 四 損失補償契約 県と保証協会との間で締結した契約であって、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失の全部又は一部に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
 - 五 回収納付金 保証協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納入しなければならぬものをいう。
- (求償権の放棄等の承認)
- 第三条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

